

盟罷業及び同盟怠業の如きは畢竟之れ労働者の文化的自覚と精神的訓練の缺乏に其因せずんばならず、吾人は深く之を愛懼し、聊か邦家の爲め微力を攻めんと欲し、曷に私費を投じて大阪朝日橋梁管管内に朝日橋梁労働組合を設置せし所以に外ならず然るに設立以來月を閲すること十有八、會員の來り會するも四百、幸に先覺者之援助を得且つ組合員各自の刻苦勉勵により、事業着々其の途に就き、前途益々洋々たるものあるを覺ゆ

而かも吾人は國運の進展産業の發達に就き

四

最も痛切に此の弊の必要を感するを以て、此の際大阪仲仕人夫労働組合と改稱して仲仕人夫を以て健全なる組合を組織し、且つ時運の推勢に順應すべく内容に改善を加へ以て誠心誠意最も實質に最も着實に労働問題を研究し、勞資間福祉の増進を期せんと欲す、望みは大方の諸賢深く吾人が微衷の存する所を諒し速に贊成加助せられんことを

會 則

第一章 名稱及事務所

第一條 本組合ハ大阪仲仕人夫労働組合ト稱ス(元朝日橋梁労働組合)

第二條 本組合ハ大阪市西區西九條上之町二百七番地ノ壹西留吉方ニ當分ノ内本部ノ置キ市内必要ノ箇所ニ支部ヲ設ク

第二章 目的及事業

第三條 本組合ハ大阪市ニ於テ仲仕人夫其他一般ノ労働ニ従事スル二十歳以上ノ男女ニシテ本組合ノ主旨ヲ賛シ自活ノ途ヲ

講スル者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ハ労働者ノ人格品性ノ向上思想ノ確立、産業ノ發展、救済扶掖子弟教育ノ勵行補助、生活ノ安定勞資間紛争ノ協調ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ行爲及ヒ施設ヲナス

- 一、人格品性ノ向上及ヒ思想ノ確立ヲ圖ル爲メ時々指導講演會ヲ開催シテ改善ノ實ヲ擧クルコト及ヒ印刷物ヲ配布シ其社會的地位ト責任ヲ自覺セシムルコト

五

87 125